

2025年11月10日

「衆議院における『質問通告』の期限について」メモ

1999（平成11）年に、自民、民主、公明・改革、自由の国対委員長により「政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置に伴う国会審議の在り方に関する申合せ事項」が合意され、「原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する」との申し合わせがされた。

しかし、前日に委員会の開会が決まることも多く、より実態を踏まえた申し合わせにするため、2014（平成26）年5月27日に、自民、民主、維新、公明、みんな、結い、新党改革の国対委員長により「国会審議の充実に関する申し合せ」が合意され「すみやかな質問通告に努める」と改められた。

以降、2023（令和5）年、2025（令和7）年の2度にわたり、議院運営委員会理事会において「速やかな質問通告に努め（る）」との合意が確認され現在に至る。

よって、質問通告の期限が「前々日の正午」との認識は誤りである。

（なお、立憲民主党では予算委員会の質問通告を前日の正午までに行うこととしているが、それに対して政府より苦情を受けたことは無い）

（参考1）「質問通告」に関する変遷

1999（平成11）年「原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する」

2014（平成26）年「すみやかな質問通告に努める」

2023（令和5）年「速やかな質問通告に努める」

2025（令和7）年「速やかな質問通告に努め」

（参考2）過去の「質問通告」に関する申し合わせ等の抜粋

■1999年9月17日

○政府委員制度の廃止及び副大臣等の設置に伴う国会審議の在り方に関する申合せ事項（抄）

平成11年9月17日（与野党国対委員長会談）（10月29日議運理で配付）

二 本会議

4. 質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。

三 予算委員会

7. 質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。

四 他の委員会

6. 質疑者は、原則として、前々日の正午までに質問の趣旨等について通告する。

■2014年5月27日

「国会審議の充実に関する申し合わせ」(抄)

平成26年5月27日 (与野党国対委員長会談で合意)

6. 充実した質疑と、国家公務員の過剰な残業是正等を行うため、すみやかな質問通告に努める。

■2023年6月20日

「質問通告について」

令和5年6月20日 議院運営委員会理事会

国会審議の充実化を図り、国家公務員の働き方改革を推進するため、本院として、いわゆる質問通告について、平成26年5月27日の政党間による「国会審議の充実に関する申し合わせ」にあるとおり、速やかな質問通告に努めるとともに、オンラインによる質問レクなどデジタルツールを利用した質問通告の推進に努めるものとする。

質問通告の時間が著しく遅いなど適切とは思われない事例が起きた場合には、当該議員が所属する会派は、その事情を調査の上、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

政府においては、国会が国民の負託に十分に答える立法・行政監視活動を行えるよう、誠実かつ確かな答弁を行うとともに、答弁作成府省の決定、関係府省との答弁案の調整等の答弁作成に係るプロセスを不断に見直し、その改善を図るほか、業務量に応じた人員の適切かつ柔軟な配置等に努め、働き方改革を自ら推進するよう求める。

■2025年6月17日

「衆議院における国会改革の申合せ」(抄)

令和7年6月17日 議院運営委員会理事会

I 今国会の合意事項

1. 委員会における議案審査及び国政調査の充実

(質問通告の早期化)

充実した質疑と国家公務員の過剰な残業是正等のため、議院運営委員会理事会申合せ(令和5年6月20日)に従い、質疑者は速やかな質問通告に努め、政府内における業務改善等と一体的に働き方改革の取組を推進する。

以上